

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

- 戦没者等の遺族の処遇改善を図るため、本年の通常国会に「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案」を提出予定。

○戦没者等の遺族について、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法の公務扶助料等を受給する遺族がいなくなった場合に、残された遺族に対して特別弔慰金を支給する改正を行う。

(平成21年4月1日施行)

○今回の特別弔慰金は、額面24万円、6年償還の記名国債。

- 新たな時効失権防止対策として、国自ら個別案内を実施する予定のほか、各都道府県等においても更なる対策が行えるよう、事務委託費に総額3千万円の時効失権対策経費を新たに計上。